

○松本市議会政務活動費使途基準

令和２年３月１９日

議会訓令甲第１号

改正 令和４年７月２０日議会訓令甲第１号

(目的)

第１条 この基準は、松本市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年条例第１号。以下「条例」という。）第１０条の規定により、政務活動費の適正な運用を確保するため、政務活動費の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本原則)

第２条 政務活動費は、次の各号に掲げる基本原則を踏まえ、会派（条例第２条に規定する会派をいう。以下同じ。）の自律的な判断と責任においてこれを適正に運用しなければならない。

- (１) 政務活動（条例第６条第１項に規定する政務活動をいう。以下同じ。）の客観的な目的や性質に照らして、市政及び議会活動との間に合理的関連性を有すること。
- (２) 政務活動が、政務活動としての必要性を有すること。
- (３) 政務活動費の支出金額、支出態様等が社会通念上妥当なものであること。
- (４) 政務活動費の支出に当たり、適正手続を確保するとともに、説明責任が果たせるよう収支報告書（条例第８条第１項に規定する収支報告書をいう。）及び証拠書類を整備すること。

２ 政務活動費は、次の各号に掲げる活動に充ててはならない。

- (１) 政党活動
- (２) 選挙活動
- (３) 後援会活動
- (４) 私的活動
- (５) 前各号に掲げるもののほか、政務活動以外の活動

(政務活動費を充てることができる経費の具体的な基準)

第３条 条例第６条に規定する政務活動費を充てることができる経費の具体的な基準は、別表第１のとおりとする。

(按分による支出)

第４条 政務活動及び政務活動以外の活動に係る経費を一の支出で行わざるを得ない場合は、時間、面積等の実態に応じた合理的な割合により、当該経費を明確に按分した上で、

政務活動に係る経費の部分についてのみ政務活動費を充てるものとし、政務活動以外の活動に係る経費の部分については政務活動費を充ててはならない。ただし、実態に応じた合理的な割合の算出が困難な場合は、別表第2に定める按分割合を上限として当該支出を按分するものとする。

- 2 前項の規定により経費を按分した場合において、政務活動費を充てるべき経費の額に1円未満の端数金額が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(年度区分)

第5条 政務活動費の充当に当たっては、政務活動が完了し、政務活動費を充てるべき経費の額が確定する日（以下「支出債務確定日」という。）と当該経費を支出する日（以下「支出日」という。）が、同一の年度に属することを原則とし、当該経費は当該年度に交付される政務活動費を充てるべき経費として計上するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支出債務確定日と支出日とが異なる年度に属する場合における政務活動費を充てるべき経費の計上年度は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる年度とする。

- (1) 支出債務確定日が先の年度に属し、支出日が後の年度に属するとき 支出日が属する年度

- (2) 支出日が先の年度に属し、支出債務確定日が後の年度に属するとき 支出債務確定日が属する年度

- 3 前項の場合において、当該政務活動が、継続的な資料購入等複数年度にわたって継続し、かつ、年度ごとに分割が可能なときは、前項の規定にかかわらず、当該年度ごとに分割した政務活動の割合に応じて当該経費を按分した上で、当該按分した額を、該当する年度に交付される政務活動費を充てるべき経費として計上するものとする。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか政務活動費の適正な運用を確保するために必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度に交付する政務活動費から適用する。

附 則（令和4年7月20日議会訓令甲第1号）

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

項目	内容	具体的な基準
1 研究研修費	会派が研究会若しくは研修会等を開催するために必要な経費又は会派の所属議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会等に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等）	（１） 会場費は、会場借上料、音響使用料、照明使用料等会場設営に必要な経費を対象とする。 （２） 講師謝金は、講師謝礼、講師招請旅費を対象とする。 （３） 出席者負担金、会費は、他の団体の開催する研究会等（会派が共催する研究会等を含まない。以下同じ。）に参加するために要する出席者負担金、会費、施設入場料等に限る対象とする。 （４） 交通費、旅費、宿泊費は、他の団体の開催する研究会等に参加するために要する交通費等に限る対象とし、その算定については次項の規定による。 （５） 他の団体の開催する研究会等に参加する場合の会食代は、当該研究会等と当該会食との間に一体性があり、かつ、その内容及び金額が政務活動として社会通念上妥当なものである場合（情報交換や意見交換を主な目的とする会食で、１人当たり 5,000 円を超えないこと。）に限る対象とする。
2 調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）	（１） 交通費、旅費、宿泊費等の算定については、松本市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成 20 年条例第 49 号）第 3 条第 1 項の規定を準用する。 （２） 公共交通機関の利用を優先する。ただし、合理的な理由がある場合に限り、タクシー、レンタカー又は自家用車（リース車両を含む。以下同じ。）を利用できるものとする。

		この場合においては、タクシー及びレンタカーについては実費相当額により、自家用車については松本市職員の旅費等に関する条例（昭和２７年条例第６号）第１３条の規定より、交通費を算定する。 （３） 海外行政視察は、松本市議会政務活動費による海外行政視察実施基準（令和２年松本市議会訓令甲第２号）による。 （４） 「会派の行う調査研究活動」には、会派が決定した調査研究活動で、所属する一部議員が分担してこれを行う場合を含むものとする。 （５） 前泊については当日中に出発しても当該先進地調査等に間に合わない場合に、後泊については当日中に帰着できない場合に限り対象とする。 （６） 調査先への手土産購入に係る経費は、社会通念上妥当な範囲のものに限り対象とする。 （７） 旅程手配手数料、駐車料金及び有料道路料金は、先進地調査等に必要なものについて対象とする。 （８） 交通費等に係るキャンセル料は、やむを得ない事情による場合に限り対象とする。
3 資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器リース代等）	（１） 印刷製本代、翻訳料等は、資料作成に必要なコピー代等のほか、会派所属議員以外の者に資料作成の全部若しくは一部を委託し、又は請け負わせる場合の委託料又は報酬についても対象とする。 （２） 会派所属議員以外の者を雇用して資料作成業務に従事させる場合の人件費につい

		ては、臨時的に雇用する形態に限り対象とする。ただし、当該会派に所属する議員の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。以下同じ。）を雇用する場合は対象としない。 （3） 事務機器リース代は、リース料のほか、保守点検料等リース機器の使用に必要な経費についても対象とする。
4 資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書又は資料等の購入に要する経費	（1） 電子書籍、有料データベース等電子データの購入等に係る経費についても対象とする。 （2） 1書籍又は1資料（新聞、雑誌等の定期刊行物については1号）につき、1会派1部（電子データの場合は1アカウント）に係る経費を対象とする。ただし、会派の行う調査研究活動のために必要な場合は、必要最小限の部数又はアカウント数に係る経費を対象とする。
5 広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費 （広報紙印刷費、報告書印刷費、送料、会場費等）	（1） 広報紙印刷費、報告書印刷費、送料等は、第3項第1号及び第2号を準用する。 （2） 会場費は、第1項第1号を準用する。 （3） 広報紙等の発行については、政務活動費充当の対象となる「会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策」に係る部分と政務活動費充当の対象とならない事項（政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動等）に係る部分とを明確に区分できるよう努めるものとする。
6 広聴費	会派が、市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見等を吸	（1） 会場費は、第1項第1号を準用する。 （2） 印刷費は、第3項第1号及び第2号を準用する。

	収するために開催する会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）	（３） 茶菓子代は、社会通念上妥当な範囲（１人当たり３００円を超えないこと。）で、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）に抵触しないものに限り対象とする。
7 その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費	（１） 会派の行う調査研究活動に必要な事務用品（備品（その性状又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える購入価格５万円以上の事務用品をいう。）及び消耗品（備品以外の事務用品をいう。））の購入等に係る経費等本表第１項から第６項までの複数の項目にわたる経費は、本項目に計上する。 （２） 備品については、資産形成とならないよう可能な限りリース契約によるものとし、やむを得ず購入による場合は、次の式により算出した額について対象とする。 購入価額÷耐用月数×残任月数 ※ 耐用月数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数に１２を乗じた数をいう。 ※ 残任月数 購入の日から起算して当該議員任期終了時までの月数（１月未満の端数切上げ）をいう。 （３） 事務用品には統一タブレット端末（松本市議会が議会ＩＣＴ化推進事業において導入し、全議員に配備したタブレット端末をいう。）に附属させて使用する周辺機器及び統一タブレット端末で利用するアプリケーション（アプリケーションを通じて利用するクラウドストレージサービスを含む。以下同

		じ。)を含むものとし、当該周辺機器及びアプリケーションの購入、利用等に係る経費は、会派の行う調査研究活動に必要なものに限る対象とする。
--	--	---

別表第2（第4条関係）

区分	按分割合
当該活動が政務活動及び備考に規定する政務活動以外の活動1つを内容とするとき	2分の1
当該活動が政務活動及び備考に規定する政務活動以外の活動2つを内容とするとき	3分の1
当該活動が政務活動及び備考に規定する政務活動以外の活動3つを内容とするとき	4分の1
当該活動が政務活動及び備考に規定する政務活動以外の活動4つを内容とするとき	5分の1
当該活動が政務活動及び備考に規定する政務活動以外の活動5つを内容とするとき	6分の1

備考 政務活動以外の活動とは、第2条第2項各号に規定する活動をいう。